

## 一般廃棄物収集運搬業許可証

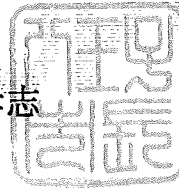
住所 東京都国立市矢川三丁目23番地の11

氏名 株式会社リスト  
代表取締役 遠藤 重雄〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、下記のとおり許可する。

令和5年(2023年)5月18日

八王子市長 石森 孝志



## 記

1 取り扱う一般廃棄物の種類 事業系一般廃棄物  
厨芥、木くず、紙くず、繊維くず

(以上4種類)

2 収集・運搬の区別 収集・運搬（積替え保管を除く）

3 運搬先 事業系一般廃棄物  
戸吹清掃工場  
館クリーンセンター

4 作業場所 八王子市域内

5 許可の有効期間 令和5年6月1日から  
令和7年5月31日まで

(裏面あり)

6 許可の条件

- (1) 市域外から排出された廃棄物を処分または積み替えをするため、市域内に搬入してはならない。
- (2) 廃棄物を収集する際に、可燃ごみと不燃ごみ（焼却不適ごみを含む）を混載してはならない。
- (3) 処理施設へ運搬する過程で廃棄物を積み替えてはならない。
- (4) 産業廃棄物を同一車両に混載してはならない。
- (5) 「1 取り扱う一般廃棄物の種類」を「3 運搬先」以外に搬入しないこと。

(以下余白)

変更事項

変更年月日及び番号	件名	変更内容	印
年 月 日号 第			
年 月 日号 第			
年 月 日号 第			
年 月 日号 第			
年 月 日号 第			

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、八王子市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、この決定（1の審査請求をした場合は、裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、八王子市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 1.（又は2.）の場合において、この決定（2の場合で1の審査請求をした場合は、裁決）の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求（2の場合は処分の取消しの訴えの提起）をすることはできません。